

幼児教育・保育の無償化について

概要

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始されます。幼児期の教育及び保育の重要性や、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から、3 歳児クラスから 5 歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児クラスの子どもを対象に実施します。

1. 対象者・対象範囲

幼児教育・保育無償化パンフレット

- (1) 一般向け(制度全般) 1～2 ページ
- (2) 認可保育所・施設型給付幼稚園・認定こども園利用者向け 3～4 ページ
- (3) 私学助成幼稚園利用者向け 5 ページ
- (4) 認可外保育施設向け 6 ページ

2. 認定申請手続き

幼児教育・保育の無償化給付を受けるためには施設等利用給付認定が必要です。

下記の利用する施設(内容)に応じ申請ください。

ただし、認可保育所、預かり保育を利用しない認定こども園及び施設型給付幼稚園の在園児は改めて手続きの必要はありません。

- (1) 私学助成(旧制度)幼稚園を利用される方(預かり保育を利用しない方)

①幼稚園利用者(預かり保育等を利用しない) : 申請書(PDF①)

※預かり保育を利用されている方でも保育を必要とする理由の要件に該当しない場合は、こちらでの申請となります。

(2) 私学助成幼稚園、新制度幼稚園または認定こども園(1号教育利用)

で預かり保育を利用される方

①預かり保育・認可外保育施設等利用者 : 申請書(PDF②) 記入例

②保育を必要とする理由の要件書類【「保育を必要とする理由」参照】

※保育を必要とする理由に該当しない場合は、無償化の対象となりません。

(3) 認可外保育施設等(※1)を利用される方

① 預かり保育・認可外保育施設等利用者 : 申請書(PDF②) 記入例

② 保育を必要とする理由の要件書類【「保育を必要とする理由」参照】

③ 世帯状況の確認書類(ひとり親世帯の場合)【「保育を必要とする理由」参照】

④ 保育所等申し込み等の不実施に係る理由書 ※2 ; (PDF③)

※1 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター(送迎のみ除く)

※2 認可外保育施設等を利用される方のうち、認可保育園への入所申込をしていない方は、申請書と一緒に保育所等申し込み等の不実施に係る理由書も提出してください。

※3 保育を必要とする理由に該当しない場合は、無償化の対象となりません。

○保育を必要とする理由

- ・要件書類は、保護者一人につき一つ必要です。(例:共働きの場合、父の勤務証明書と、母の勤務証明書が必要)
- ・きょうだい児がいる場合は、下の子に原本を添付し、上の子にはコピーを添付してください。
- ・「写し」の書類については、A4 サイズでコピーしてください。

- ・「◆」のついているものは、子育て支援課指定様式です。役場窓口にて受け取るか当ページよりダウンロードしてご利用ください

「保育を必要とする理由」及び「必要書類」一覧 ※◆印は町の指定様式をご使用ください。

理由	状況詳細	提出する書類
就労	月 48 時間以上就労中 (週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上から対象)	◆ 勤務証明書 (PDF④)
	自営業 (週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上から対象)	◆ 自営業・農水産業・内職申立書 (PDF⑤) 下記の挙証資料の写しのうちいずれかひとつ ◎自営業添付書類 ア 青色申告書の控え イ 直近3カ月分の支払明細書 ウ 営業許可証(直近 3 か月以内に事業を始めた方) ◎内職・日雇い添付書類 ア 直近3カ月分の支払明細書
妊娠・出産	妊娠中または産後 3 か月以内	親子健康手帳(分娩予定日の記載ページ)の写し
疾病、障がい	児童の保護者が病気または障がいがあり保育に支障がある	◆ 診断書(保護者用) (PDF⑥)
看護・介護	同居親族を常に看護・介助している	◆ 診断書(看護・介助証明用) (PDF⑦)
災害復旧活動中	災害復旧にあたっている	被災を確認できる書類(罹災被災証明書など)
求職活動	求職中 (起業準備を含む、最大3カ月まで)※年度内1回限り	◆ 就労誓約書 (PDF⑧)
就学、訓練校	就学または職業訓練中	在学証明書又は入学許可証等 授業日程証明書(拘束時間がわかるもの)
育児休業	育児休業中で継続入所を希望する (原則、育児休業の対象となっている子が1歳になる月の月末まで)	◆ 勤務証明書※育休期間の記載も必要 (PDF④)

世帯の状況確認に必要な書類(該当する方のみご提出ください)

状況	提出する書類
ひとり親世帯	次のいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書の写し ・母子及び父子医療費助成受給者証の写し ・婚姻していないことがわかる父(母)の戸籍謄本 ※離婚後も両親が同居している場合、ひとり親とみなすことはできません。

○現物給付

月額上限額の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要になります。

※詳しくは、認定通知をご覧ください。(認定通知は申請書受理後、認定手続きが完了次第随時発送します)

○償還払い

これまでどおり施設に保育料等を支払い、領収書をもらいます。領収書と必要書類を子育て支援課に持参して払い戻しの手続き後、上限額の範囲内で保育料等が払い戻しされます。

※子ども・子育て支援制度に移行していない私学助成の私立幼稚園・認可外保育施設・病児保育・一時預かり・ファミリーサポートセンター・幼稚園の預かり保育は償還払いの予定です。詳しくは、認定通知をご覧ください。(認定通知は申請書受理後、認定手続きが完了次第随時発送します)

お問い合わせ

与那原町子育て支援課

〒901-1392

沖縄県与那原町字上与那原16番地 役場仮庁舎2階(前社会福祉センター)

電話:098-945-6666(無償化専用ダイヤル)

※午前9時～正午および 午後1時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く)